

全国市長会
決議
(抜粋)

令和 2 年 6 月 3 日
第 90 回全国市長会議決定

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議（抄）

我が国においては、新型コロナウイルス感染症によって国民生活及び経済活動に甚大な被害が生じている。

国は、国民の生命と健康を護るため、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき様々な対策に取り組むとともに、補正予算を編成して機動的に経済対策及び各般の支援措置を実施している。

我々都市自治体においては、医療提供体制の確保、小・中学校等の休業・再開、外出自粛等による地域経済の縮小など、様々な課題に直面し、対応に苦慮しつつも、独自の支援策を講じるなど、全力で対策に取り組んでいるところである。

については、都市自治体において、市民が安心して暮らせる日常を取り戻すため、国は、下記事項について適切かつ弾力的な支援を講じること。

記

5. 小・中学校等の休業・再開について

- (1) 児童生徒の学びを保障するため、都市自治体が行うオンライン学習等による家庭学習や分散登校等の取組に対して、十分な人的・財政的支援を講じること。
- (2) 学校の臨時休業に伴い生じた放課後児童クラブや学校教室を活用した子どもの預かり事業に関わる市職員等の長時間勤務に伴う時間外勤務手当、保護者の利用料等の減免に伴う経費等について、十分な財政措置を講じること。
- (4) 小・中学校の修学旅行の実施の可否に関するガイドラインを示すこと。
ガイドラインに基づき修学旅行を延期・中止することとした場合には、国は適切な財政措置を講じること。

行政のデジタル化及び学校教育のICT化の推進 に関する決議（抄）

我が国では、今後、人口減少と高齢化が深刻化していく中で生じる変化・課題に対応するとともに、大規模災害や感染症等のリスクにも的確に対応し、持続可能な行政サービスを提供していくことが求められている。

これらに対応するため、国・地方を通じた行政手続きのデジタル化の推進や、地方自治体の情報システムの標準化、AI等の最先端技術の活用による住民の利便性向上の実現など、Society5.0における技術の進展を最大限活用し、デジタル・ガバメントを実現することで、新たな時代にふさわしい環境を整えることが喫緊の課題である。

一方、GIGAスクール構想については、都市自治体は、すべての児童生徒に1人1台端末環境を整備し、令和時代のスタンダードを享受できるよう、学校のICT化をさらに加速させているところである。しかし、端末・校内ネットワーク整備に係る財政負担の増加やICT教育に係る人材不足等の様々な課題に直面し、対応に苦慮している。

よって、国においては、都市自治体における行政のデジタル化及び学校教育のICT化の推進のため、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

記

2. GIGAスクール構想の実現について

(1) ネットワーク環境整備について

- 1) 公立小・中学校等のネットワーク環境整備については、多くの都市自治体において申請額と交付決定額が大きく乖離する状況が生じていることから、実態を精査のうえ、国の基準単価の見直しを行うこと。
- 2) ネットワーク環境整備を計画的に行うことができるよう、予算の繰越等、柔軟な対応を認められたいこと。

(2) 端末整備について

- 1) 公立小・中学校等の端末整備については、端末の保守、初期設定、予備端末に係る費用についても補助対象とされたいこと。
- 2) 都市自治体が有償で購入する学習用ソフトウェアやセキュリティシステム等の導入に係る経費について財政支援を講じるとともに、国において無償の学習用ソフトウェアの充実を図ること。

(3) ICT教育人材の配置の充実等について

- 1) ICT支援員については、公立小・中学校等4校に1人とされている

配置水準を引き上げるとともに、財政措置を拡充すること。また、地域によっては人材確保が困難であることから、国においてICT関連事業者に協力を要請する等により人材を確保すること。

2) ICT活用教育アドバイザーについては、各都道府県に1人配置するとされているが、更なる増員を図ること。

3) ICT活用に関する教員研修等に要する費用について、必要な財政措置を講じること。

(4) 国と地方の連携について

1) 具体的な機器や活用事例など、都市自治体がGIGAスクール構想を実現するために必要な情報を引き続き迅速かつ適切に提供すること。

2) GIGAスクール構想の実現のためには、地域の実情に応じた支援制度を構築する必要があることから、国・都道府県・市町村が緊密に意見交換できる体制を構築すること。

(5) ICT環境の維持・改善等に係る財政措置について

児童生徒1人1台端末及びネットワーク環境の整備後における学校のICT環境の維持・改善に必要な経費については、交付・不交付団体を問わず、すべての団体において的確に対応することができるよう、国の責任において必要な財政措置を継続して講じること。

特に、端末については、紙の教科書と同一の内容である学習者用デジタル教科書と一体となるものであり、現在、全額国費で負担している紙の教科書と同様、全額国費負担とされたいこと。